大津あいあい保育園 園長 下村 和美

2023 (令和6) 年度 施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知

標題について、本園が大津市より法定代理受領した施設型給付費等の金額は、保護者に通知することになっているため、下記および別添のとおり報告させていただきます。

※あくまで実績をご報告するものであり、給付や利用者負担額の支払い等が追加発生する ものではありません。

■保護者の皆様に報告する金額について

国の定めた<u>「公定価格」</u>という園児の各認定区分や年齢ごとの単価から、各支給認定保護者にかかる<u>利用者負担額(保育料)</u>を差し引いた額の合計を、大津市から法定代理受領しています。児童ごとの単価は、年齢は支給認定区分、副食費の免除対象児童かどうかなどの区分ごとに分かれています。

具体的な金額については、別添「各支給認定子どもの公定価格一覧」をご覧ください。

■法定代理受領とは

- (1)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給費等については、 支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育 に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。(この 仕組みを「法定代理受領」と呼びます。)
- (2)下記のとおり、法定代理受領した施設型給費等の額を保護者に通知しなければならないことになっています。
 - →「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、認定保護者に通知しなければならない。